

火葬施設利用までの流れ

(死亡から火葬までの基本的な流れ)

火葬等手続き

死亡 (又は死産)

病院 (医師) から死亡診断書 (検案書) を受取る。

※遺体の搬送は、利用者が手配してください。

火葬の予約

火葬予約は、豊田霊柩 (株) で受付します。

TEL 0565-29-5936

FAX 0565-29-5938

※火葬予約は、24時間受付しています。

死亡の届出

豊田市役所又はみよし市役所の市民課の窓口で対応します。なお、夜間・休日は警備室で対応します。

(1) 死亡届 (2) 死体火葬許可申請書

火葬許可証の交付

市民課で、死体火 (埋) 葬許可証 (古瀬間聖苑利用許可書) の交付を受けてください。

火葬

火葬受付

(1) 出棺は、予約時間を目安に出発してください。

(2) 古瀬間聖苑受付にて、「死体火葬許可書」を提出し、焼骨の全処分又は分骨のみを希望する方は受付で手続きをしてください。

(3) 炉前ホールへの入場は、安全確保のため5名以内としています。

火葬

火葬から収骨までに1時間30分程度かかります。

なお、遺体等の状況により火葬時間が変わります。

火葬時間は、待合室等をご利用ください。

収骨

火葬証明書の交付

古瀬間聖苑受付で火葬証明書を交付します。

※埋葬に必要なため、大切に保管してください。